

研究報告

院政期における「菰」「薤」「蒜」服用の様態

谷口美樹

藤原実資（957-1046）の日記『小右記』にみられる薬剤とは、呵梨勒・檳榔子・雄黄・巴豆・紅雪・紫金膏など唐物と称される輸入品であった。一方、藤原頼長（1120-56）の日記『台記』ではそれらを用いる処方例は減少し、薤を頻繁に服用している。また服用する日次について、陰陽師によって占勘されねばならなかった撰閏期に比し、院政期では、医師がそれを担うようになる。このような相違を歴史的に位置づけることを目的に、本小論ではまず院政期における服薬の様態を考察する。史料として『台記』のほか、頼長の父である藤原忠実（1078-1162）の日記『殿暦』、頼長の祖父である藤原師通（1062-99）の日記『後二條師通記』などを用いる。薤や菰、蒜などの服用場面、社会的規制の軽重、服用の根拠としての医薬書など、平安貴族社会の身体への取り組みの一端を明らかとしたい。

はじめに

鳥羽法皇は病いの床に臥していた。『台記』久寿2年（1155）8月25日条に、

医基康来語曰、近日法皇不予、御腹〈臍上〉少腫、又御膳多時可大甘子、少時不及之、仍明日□有御灸治、基康可奉仕也

とある。法皇は衰弱しており、腹部の臍の上あたりに腫れが生じている。食事を採ると腫れが悪化し、大きな柑子ほどになることもあった。これは丹波基康が話した内容で、医師である基康自身が治療として灸法を行なうというのである。語った相手は、藤原頼長。頼長は五日後の9月1日条にその経過をさらに記している【註1】。

内府被来、清談之次被示曰、法皇不食、疾有増気、御膳一度小御器飯、食菰希有、恒不食菰、因之自去廿六日、有御灸治、〈每日一所〉

食を受けつけなくなった法皇は、いよいよ病いが篤くなり、食事は食べられても一日に一度である。菰を召し上がることは希有である。恒に菰を召し上がっていないため、8月26日から一箇所ずつ灸法を施療することになった。内大臣藤原実能の語った内容として、頼長は上述の記載を残した。灸法をとる前提として、菰を食することを自明とする。このような藤原実能の見解を頼長は共有していたのであろうか。また平安貴族社会において「恒に菰を食す」とはどのような行為なのであろうか。頼長が記録したことの意味内容を理解するため、まずは頼長にとって菰を食すとはどのような行為なのか、考察をはじめたい。

1. 『台記』にみる「菰」と「薤」

頼長は現在知られる限り、十七歳から日記を書き始めていた。『台記』として受け継がれてきた頼長の日記の主要部を一覧すると以下となる。「生彩に富んだ記述と詳密な記載」【註2】と評される日記は、保元元年（1156）7月14日に頼長が三十七歳で没する前年まで、二十年に亘っている。

保延2年（1136） 10月・11月・12月
 保延5年（1139） 4月・ 5月・ 6月
 康治元年（1142） 四季
 康治2年（1143） 四季
 天養元年（1144） 四季
 久安元年（1145） 四季
 久安2年（1146） 四季
 久安3年（1147） 四季
 久安4年（1148） 四季
 久安6年（1150） 四季
 仁平元年（1151） 正月・ 2月・ 3月
 仁平2年（1152） 正月・ 2月・ 7月・ 8月・ 9月
 仁平3年（1153） 7月・ 8月・ 9月・ 10月・ 11月・ 12月
 久寿元年（1154） 正月・ 4月・ 5月・ 6月・ 7月・ 8月・ 9月
 10月・ 11月・ 12月
 久寿2年（1155） 4月・ 5月・ 6月・ 7月・ 8月・ 9月
 10月・ 11月・ 12月

（1）史料大成本と史料纂集本

「菰」を服用したという記載を抜き出したのが以下である。史料に付した番号は時系列順であり、後述することとなる「薤」も加えている。

- ②康治元年 4月20日 止葦
- ④康治2年 3月22日 止葦
- ⑤康治2年 6月27日 食葦
- ⑯久寿2年 4月24日 自今日不服葦

管見の限りでは②・④・⑤・⑯であり、②・④・⑯は「葦」服用を止めたという記述である。服用の開始は記載されず、服用期間は不明となっている。頼長にとって「葦」服用とは記録すべき事柄ではなかったのであろうか。

『台記』には『増補史料大成 台記』として刊行されている史料大成本のほかに、保延2年(1136)～康治2年(1143)については『史料纂集 台記』【註3】がある。そこで以下、史料纂集本から「葦」「薙」の記事を抜き出してみる。

- ①康治元年 3月19日 服葦
3月22日 申食葦了
- ②康治元年 4月20日 止薙
- ③康治2年 3月13日 依服薙、宣命事讓右將軍
- ④康治2年 3月22日 止葦
- ⑤康治2年 6月27日 食薙

史料纂集本では①の3月19日条と22日条に「葦」とあり、②の4月20日条に「薙」とある。先にみたように史料大成本の②では「葦」とあり、後述する①に「薙」とあることに比すと、史料大成本と史料纂集本とでは、「葦」と「薙」とが入れ替わっている【註4】。また史料大成本⑤では「葦」とあるのに対し、史料纂集本⑤では「薙」とある。後世、頼長の日記を書写し継承していく過程において生じた誤写なのであろうか。

「葦」と「薙」とが混同される可能性は、史料纂集本の③と④、後述する史料大成本の③と④においても生じている。史料纂集本③と史料大成本③には「薙」服用の記載があり、その後九日経った、史料纂集本④と史料大成本④には「葦」の服用を止めたという記載がある。史料纂集本・史料大成本ともに「葦」か「薙」のいずれかを誤写したとみるのか。③と③の「薙」服用と、④と④の「葦」服用中止との間で記述が省略されていると推測し、「薙」服用する一方で「葦」服用も行っていたと読みとるべきなのか。「薙」服用をいったん終了した後、「葦」服用に切り替えていたと読むべきなのか。解釈の可能性についてはとりあえず保留にし、以下、「葦」に加えて「薙」についても抜き出してみる。

なお、上述したように史料纂集本は保延2年～康治2年のみであるため、本小論では史料大成本を用いる【註5】。

(2) 服用の季節性

先にみた「葦」の記載に加えて、「薙」服用の記事を抜き出したのが、①～⑬である。

- ①康治元年 3月19日 服薙、
22日 申食薙了、
- ②康治元年 4月20日 止葦、
- ③康治2年 3月13日 依服薙、宣命事讓右將軍、
- ④康治2年 3月22日 止葦、
- ⑤康治2年 6月27日 食葦【註6】、
- ⑥康治2年 8月 4日 依薙、自川原奉幣、
9月 5日 自今日止薙、
- ⑦天養元年 6月15日 自川原奉幣、依薙也、
- ⑧久安元年 3月17日 今朝服薙、
4月 8日 依服薙不參灌仏、
- ⑨久安2年 8月30日 自今日止薙、
- ⑩久安3年 3月17日 自今日服薙、
29日 止薙、
- ⑪久安3年 7月25日 自今日食薙、
8月 4日 自川原奉幣於北野、依服薙也、年来、雖八幡、祇園、北野等
齋忌仏事、而勘御堂御記、長和二年八月十五日朝、出自法性寺、
立石清水神馬、晚還入法性寺、是以知、如此神〈謂精進神〉、
齋不忌仏事、仍未刻、詣法親王房後歸京、先之奉幣了、
15日 依服薙、自川原奉幣於八幡、但不忌仏事、據長和二年御記也、
9月 1日 自今日止薙、
- ⑫久安4年 3月28日 自今日食薙、
4月 2日 申依服薙、不能行奉幣事之由、
8日 有灌仏、依服薙不參、
24日 自今日不食薙、
- ⑬久安4年閏6月24日 始食薙、
7月 1日 今朝念大神宮、拜諸社及先聖先師、如去月四日、但依食薙、
不拜八幡、日吉、
8月 1日 拜七社及先聖先師、今度加拜吉田及故宇治殿墓、但不拜八幡、日吉、
其代奉幣料紙、依食薙也、
30日 自今日不食薙、
- ⑭久安6年 7月16日 自今日食薙、

- 8月25日 自今日不食薤、
 9月 3日 止薤之後、是夜初沐浴、
 ⑮仁平2年 7月14日 依服薤不拝盆、但送寺如常、
 15日 今明物忌、仍不詣寺々、雖服薤唱弥陀名号、師長参法成寺云々、
 26日 今日不服薤、
 ⑯仁平3年 7月 7日 今日不服薤、為拝盆也、
 ⑰久寿元年 4月13日 明日日吉祭也、而依賀茂詣、今日奉幣帛、神馬、乗尻、但依服薤、
 自河原奉之、今日不用魚類〈明日用之〉、猶服薤、使隼人正清定乗尻
 今日着社頭、明日参宝前、帰京、乗尻馬用駄、依賀茂社詣也、
 19日 自今日不食薤、
 ⑱久寿元年 6月16日 自今日服薤、
 7月14日 依服薤、不拝盆、
 8月 4日 依服薤、自河原奉之、
 6日 余自今日不食薤、
 ⑲久寿2年 4月24日 自今日不服薤、

「薤」とは異なり、「薤」については服用の開始や、服用により儀式次第を変更したこと、服用を優先し儀式を行わなかったことなどが記述されている【註7】。このような服用の様態については後述することとして、先にみた「恒に」服用するという見解を考証するため、以下、服用開始日・終了日・服用日数・時季を一覧としてみる。

- | | | | | | | |
|---|------|--------------|-----|-------|-------|--------|
| ① | 康治元年 | ～3月19日—3月22日 | 薤 | 4日間～ | 晩春 | |
| ② | 康治元年 | ～4月20日 | (薤) | 不明 | | 初夏 |
| ③ | 康治2年 | ～3月13日～ | 薤 | 不明 | 晩春 | |
| ④ | 康治2年 | ～3月22日 | (薤) | 不明 | 晩春 | |
| ⑤ | 康治2年 | ～6月27日～ | (薤) | 不明 | | 晩夏 |
| ⑥ | 康治2年 | ～8月4日—9月4日 | 薤 | 29日間 | | 仲秋-晩秋 |
| ⑦ | 天養元年 | ～6月15日～ | 薤 | 不明 | | 晩夏 |
| ⑧ | 久安元年 | ～3月17日—4月8日～ | 薤 | 22日間～ | 晩春—初夏 | |
| ⑨ | 久安2年 | ～8月29日 | 薤 | 不明 | | 仲秋 |
| ⑩ | 久安3年 | 3月17日—3月28日 | 薤 | 12日間 | 晩春 | |
| ⑪ | 久安3年 | 7月25日—8月30日 | 薤 | 35日間 | | 初秋——晩秋 |
| ⑫ | 久安4年 | 3月28日—4月23日 | 薤 | 25日間 | 晩春—初夏 | |
| ⑬ | 久安4年 | 閏6月24日—8月29日 | 薤 | 65日間 | | 晩夏——仲秋 |
| ⑭ | 久安6年 | 7月16日—8月24日 | 薤 | 37日間 | | 初秋-仲秋 |

院政期における「葎」「薤」「蒜」服用の様態

⑮仁平2年	～7月14日—7月26日～	薤12日間～	初秋
⑯仁平3年	～7月6日～	薤 不明	初秋
⑰久寿元年	～4月13日—4月18日	薤 6日間～	初夏
⑱久寿元年	6月16日—8月5日	薤48日間	晩夏———仲秋
⑲久寿2年	～4月23日	(薤) 不明	晩夏

月日に「～」を付したのは、服用の開始日や終了日の明記されていないものである。一覧してみると、服用には周期のあったことがわかる。ひとつの季節は晩春から初夏にかけて、もうひとつの季節は晩夏から晩秋にかけて、年中行事のごとく服用されている。康治2年・久安3年・久安4年・久寿元年には、晩春から初夏の服用を終了した後、晩夏から秋の服用をはじめ、年に二期間、服用している。初春と仲夏、冬の服用はみられない。先にみたように『台記』に通年の記述が残されていることからして、「薤」服用に季節性があり、期間を設けての行為であったと解釈することは妥当ではなかろうか。

あらためて「葎」と記載されている②・④・⑤・⑲についてみると、上述した「薤」の服用期間に包摂されることに気づく。「葎」とは「薤」と同様に、季節に合わせて日数をかけて服用されていたのであろう。したがって「葎」を「薤」と誤写していたとしても服用の時期からは判別することはできない。『台記』の記述から頼長自身の「葎」服用のあり方を窺い知ることは難しいのである。

そこで『台記』の考察をひとまず保留し、頼長の父である藤原忠実の日記『殿暦』から、「葎」や「薤」の服用のあり方を考察していくこととする。

2. 「葎」「薤」「蒜」服用の様態

藤原忠実の日記『殿暦』【註8】から、「葎」「薤」を服用した記載を抜き出し、服用の様態について考察する。なお史料に付した番号は時系列順であり、後述することとなる「蒜」も加えている。

(1) 『殿暦』にみる「葎」

- ①康和4年(1102) 4月19日 従今朝服薬(尔ラ)、
- ②長治元年(1104) 4月6日 日来服葎也、而今日奉幣以前不服、
雖無所見愚意ニ思量也、
12日 日時不勤以前ニ不飲葎、退出後服之、
- ③長治元年(1104) 5月26日 薬師忠康ヲ召テ、従明日可服蒜、而其間可忌服【註9】者、
服始時向何方可服哉、返事テ、退出後書立テ可進上、
27日 今日依所劳服蒜、
6月6日 服薬間、仍不出行、今日服薬了、
14日 御輿渡給大路程、不服魚、(雖然葎ヲハ服)、
15日 今日精進、雖然服葎、不魚、今日依蒜忌、不立奉幣・十列、
30日 依不例心経読経始之、愛染王供又同、依此間葎服也、

- ⑤長治2年(1105) 閏2月27日 明後日東宮泰山府君祭也、(中略)、此間服葷、
 3月1日 今日御燈也、雖然不出河原、(中略)、是依服葷也、
 9日 今日依服葷不奏宣命、
- ⑥長治2年(1105) 6月30日 今日不出行、不例之後未出行、今日服葷、
- ⑨嘉承元年(1106) 3月18日 今日密々服藥、〈葷〉、不問日次、是不便事也、
 雖然又常事也、
- ⑪嘉承2年(1107) 9月10日 今日服葷、
- ⑬天永3年(1112) 3月16日 余去月從廿六日程【註10】服葷、而今日止之、
- ⑰天永3年(1112) 8月28日 今日服蒜、
 9月10日 今日蒜服了、葷猶服、
 10月4日 日来服藥、仍不昇堂、新小ヒさし二昇、數剋還家、
 余蒜忌二十余日許也、於葷者当日忌之也、
 25日 余服藥忌有近、〈服蒜・葷〉、五十日內也、葷忌七日內也、
- ⑳永久2年(1114) 9月13日 自今日止葷、八幡行幸近〃故也、
- ㉑永久3年(1115) 4月9日 密々服葷、不尋日次、
- ㉒永久4年(1116) 3月12日 自今日蜜〃服葷、
 24日 今日祭以前精進、以後服魚、〈葷同之〉、
 4月19日 今日止葷、賀茂社不忌葷、雖然此間可始仏事祈、仍止之、
- ㉔永久4年(1116) 5月24日 自今日服蒜、
 6月4日 酉剋許蒜服了、〈廿合満今日了、毎日三合、十日三升云々〉、
 5日 自今日服葷、
 8月4日 北野奉幣葷忌事、〈在良申云、過七日奉幣何事候乎、
 仍今日立〉、
- ㉕永久5年(1117) 7月11日 服葷、
 14日 服藥、仍無盆拌、
 15日 不參法成寺、足所勞上依服藥也、
 8月4日 今日止葷之後二七日也、仍奉幣儀如常、
- ㉖永久5年(1117) 9月27日 此間自本服葷、而去夕沐浴之後不服、使立之後服之、
 10月1日 今日止葷、
- ㉗元永元年(1118) 7月2日 戌剋許服蒜、
 12日 今日蒜服了服葷、
 8月15日 雖不立神馬精進、但服葷不服魚、
 9月1日 余依蒜葷忌內、不出河原、遣職事廣房有由祓、
 3日 止葷、

忠実「尔ラ（ニラ）」を服用したことを①に「服薬」と称していた【註11】。⑨・⑱・㉗も同様に「服薬」と記している。服薬にあたっては、神事に合わせて服用の手順を変更しなければならなかった。②4月6日条では梅宮社へ奉幣する前には服さない、②4月12日条では春日社遷宮の日時勘申の前には飲まないとあり、儀式の終了後に服用するという対応によって、予定された神事は滞りなく行われることとなった。

また服薬しているとき、執り行うこと自体を憚る行事があった。⑤閏2月27日条では泰山府君祭文へ判を加えない、⑤3月1日条では御燈を奉らない、⑤3月9日条では石清水臨時祭宣命を奏上しない、⑱10月4日条では法成寺に昇堂しない、㉗7月14日条では盆拝しないなど、「菰」を服用した身体には担えない祭事・神事・仏事があった。このように服薬とは身体に影響を与え、社会活動を規制したのである。

翻っていえば、支障をきたさない服薬については、忠実は記載しなかった可能性がある。おおよその服薬期間がわかるのは⑱のみで、二十日間ほどの服用であったが、これは白河上皇六十御賀のために服用を中断したことによって残された記載であり、異例な記述といえよう。忠実は「菰」服用自体を日記に残すべき事項としていなかった【註12】。

このような日記という史料のもつ制限の中で、注目されるのが⑨・㉓である。⑨では「菰」の服薬を「密々に」行なったとある。「日次を問わず」服薬したことが「密々」であり、「是不便の事なり、然ると雖も又常事なり」と続ける。㉓にも「密々に」「日次を尋ねず」服用している。これらからすると、「菰」服用には踏まなければならない手順として、服薬にふさわしい日を問い合わせねばならなかったことがわかる。そしてその一方で、正式な手続きをとらない服薬が常態化しているのである。②4月6日条の「日来」、③6月30日条・⑤閏2月27日条の「此間」、⑱9月10日条の「猶」などという表記からは、そのような手順を踏まない服薬を想起させる。「菰」の服用とは日常的に行われていたのではなかろうか。

また「菰」服用時の差し障りであるが、③や⑱にあるように、「菰」服用の忌は軽視されていた。③6月15日条の、幣帛や十列を奉る儀式において「菰」服用は問題視されていない。このとき儀式が取り止めになったのは、「蒜」服用の忌によるものであった。⑱10月4日条・25日条でも問題となるのは「蒜」服用後の忌期間の長さである。「菰」は「蒜」と比して、行動を制限される期間が短い。日常生活に支障をきたすことなく、服用することができる。このような「菰」の特性が服用を日常化させるのであろうか。

なお先に疑問のままとした「菰」と「薤」とを同時に服用した事例について、『殿暦』には見受けられなかった。しかしながら「菰」とともに「蒜」を服用していた事例がある。⑱9月10日条では「蒜」服用は終了したけれども「菰」は引き続き服用するとある。このような事例のほかに、㉖6月5日条では「蒜」服用終了の翌日から「菰」を服用する、㉙7月12日条では「蒜」服用終了の同日から「菰」を服用するなど、「蒜」に重ねて「菰」を服用した事例がある。このような服用については(3)『殿暦』にみる「蒜」において考察したい。

(2) 『殿曆』にみる「薙」

- ⑧長治2年(1105) 9月15日 雖然有病者上、**薙**日数内也、仍不可立行香故也、
- ⑩嘉承元年(1106) 7月2日 自今日服**薙**、医師不問日次、
 10日 自今日服蒜、
 22日 今日夕服蒜了、
 8月15日 今日依蒜忌不立奉幣、
- ⑫天仁元年(1108) 7月10日 今日依祭出河井、〈呪詛〉、止**薙**三箇日過了、
- ⑬天仁元年(1108) 8月28日 今朝奏院事由、於宿所服蒜、從去十五日服**薙**、
 先例皆於宿所服之、於蒜者不分明、仍奏院所服也、
 9月3日 着束帶可參御前、而依蒜服不可參仕由、有院仰、仍候宿所、
 8日 今日蒜服了、猶服**薙**、
 16日 今日止**薙**、
- ⑭天永元年(1110) 4月1日 今日服**薙**、〈予今日心地不快〉、
 5日 梅宮神馬・奉幣服**薙**間沙汰事、
 予從去朔日服**薙**、仍尋先例之處、御曆記云、承保比故殿
 雖令服**薙**給有奉幣、而寛治比社司申云、三箇日有忌由申云々、
 仍被止奉幣、雖然予今度尋人々處、不可有其忌由申、〈民部
 卿・為房等也〉、藤中納言宗忠卿又同、仍予立奉幣、但奉幣
 以前不服**薙**、立了後服**薙**、寛治御曆記云、社司三箇有忌由
 申條不聞事也者、思之不可有憚也、
 20日 今日奉幣・神馬也、其儀如常、此間服**薙**、
 雖然奉幣以前止之、神馬了服之、抑吉田社司七日有忌由
 先年所申也、仍兩三年之間忌之、而故殿御記〈尔〉不忌由
 所見也、仍自今年不可忌、雖然當日奉幣以前不服之也、
 27日 寸白猶不快、止**薙**、抑**薙**寸白藥也、或人云、**薙**寸白不快者、
 而從去朔日服之、十五六日程寸白更發、
 仍止也、
- ⑮天永元年(1110) 7月8日 自今日余服蒜、
 18日 服藥未了、
 28日 服藥蒜忌近上、此間服**薙**、
- ⑯天永元年(1110) 9月19日 日者所惱從今日不發、
 21日 今日服**薙**、
- ⑰天永2年(1111) 4月5日 今日予有不例氣、
 28日 所勞猶不快、
 5月10日 心地猶不快、仍依院仰始修法、藥師・尊勝、夜中許僧來、

院政期における「菰」「薤」「蒜」服用の様態

- 1 3 日 今日依院仰召僧等、渡邪氣、加占之處吉由申、泰長也、
 1 6 日 今日又向壇所如昨日、從昨日者猶宜、仏法驗実神妙也、
 1 7 日 今日向壇所、今日無其氣、仏法驗誠不可思議也、
 3 0 日 今日出御寺、今曉物氣退却了、
 6 月 1 3 日 予心地無別事、雖然猶時々不快、仍渡邪氣、其後心地宜、
 祢[弥]有減氣色、
 1 8 日 病後無極、仍從今日服薤、
 2 8 日 病後服藥、
 7 月 1 7 日 止服藥、〈薤〉、
 ⑩永久元年（1113） 8 月 2 7 日 今日不參内、依服藥也、〈自今日服蒜〉、
 9 月 3 日 於宿所服蒜、
 4 日 依服藥余不參仕、
 2 5 日 抑東三條ハ極吉所也、仍不淨事有其憚故也、
 於薤・蒜者無憚、
 1 0 月 9 日 余自今日精進、依行幸也、〈蒜忌内也、雖然所志之至許也〉、
 1 1 日 日入程着御社頭、余依服藥〈蒜〉、不參御所、次第儀常如、
 中納言又服藥、仍有宿、二鳥居内也、而依夢想告、
 俄及曉更向別当宿所、〈鷄鳴程也〉、

「薤」服用にあたっては「菰」服用と同様に、「日次を問う」という手順のあったことが⑩7月2日条に記載されている。「問う」対象とは医師であった。そして「菰」服用と同様に、「薤」服用にあっても実際には医師に問うという本来の手順は取られていなかった。

服用によって制限される行動のあったことも「菰」服用と同様である。このような規制とは社司からの要請であったことが⑭4月5日条や4月20日条からわかる。⑭4月5日条には梅宮社からの申し出により、神馬や幣帛の奉仕を忌むことになったという過去の経緯が記載されている【註13】。忠実にはあらためて民部卿源俊明や修理権大夫藤原為房や権中納言藤原宗忠らへ問い合わせている。その結果、当日の奉幣の前には「薤」を服用せず、儀式終了後に服用することとした。これは先にみた「菰」服用の②4月6日条と同じ対応である。ただし②4月6日条では忠実が自主的に配慮したのであって、「菰」服用が問題視されたわけではなかった。「薤」とは「菰」よりも身体に与える影響が大きいと観念されていたのであろうか。また⑭4月20日条では吉田社からも神馬や幣帛の奉仕を忌むという申し出のあったことを記載している。忠実は祖父である藤原師実の日記『御曆記』から先例を引用し、結果として梅宮社への対応と同じく、奉幣の前に「薤」を服用しないこととしている。

服用による影響について「菰」と同様に、「薤」服用による規制についても「蒜」より軽かったことがわかる。⑬8月28日条によると、内裏宿所での「薤」服用は慣例とされていたが、その一方で「蒜」については慣例とされていなかった。これは先にみた「蒜」服用の忌の重さによるものと推察される。

忌の軽重からすれば、「蕪」≤「薤」<「蒜」の順で重くなるという観念が共有されている。そこで次項では「蒜」を取り上げ、さらに考察する。

なお⑰6月18日条の「病後無極、仍從今日服薤」、同月28日条の「病後服藥」という記述であるが、このときの病いとは靈的な存在によるものと認識されたので、「薤」の服用は「病後」になってから行われたのであった。病いの原因に対応して治療行為は選択される【註14】。平安貴族社会において病いの原因を靈的な存在と見做したとき、仏事を執り行うことが有効とされた。忠実の症状に際しても靈的な存在を認めたため修法が行われ、病む状態からいったん回復したと見做された後、「薤」を服用したのである。身体に生理的な症状があっても服藥することはできない。「薤」をこのように限定的に用いたところに、平安貴族たちの疾病観の一端が現れている。

(3) 『殿曆』にみる「蒜」

- ③長治元年(1104) 5月26日 薬師忠康ヲ召テ、從明日可服蒜、而其間可忌服【註15】者、服始時向何方服哉、返事テ、退出後書立テ可進上、
27日 今日依所勞服蒜、
6月6日 服藥間、仍不出行、今日服藥了、
14日 御輿渡給大路程、不服魚、(雖然蕪ヲハ服)、
15日 今日精進、雖然服蕪、不魚、今日依蒜忌、不立奉幣・十列、
30日 依不例心經誦經始之、愛染王供又同、依此間蕪服也、
- ④長治2年(1105) 閏2月18日 今日服蒜、
- ⑦長治2年(1105) 7月4日 今日服蒜、腹中病依無術也、
25日 今日蒜服了、
- ⑩嘉承元年(1106) 7月2日 自今日服薤、医師不問日次、
10日 自今日服蒜、
22日 今日夕服蒜了、
8月15日 今日依蒜忌不立奉幣
- ⑬天仁元年(1108) 8月28日 今朝奏院事由、於宿所服蒜、從去十五日服薤、先例皆於宿所服之、於蒜者不分明、仍奏院所服也、
9月3日 着束帶可參御前、而依蒜服不可參仕由、有院仰、仍候宿所、
8日 今日蒜服了、猶服薤、
16日 今日止薤、
- ⑮天永元年(1110) 7月8日 自今日余服蒜、
18日 服藥未了、
28日 服藥蒜忌近上、此間服薤、
- ⑰天永3年(1112) 8月28日 今日服蒜、
9月10日 今日蒜服了、蕪猶服、

院政期における「葦」「薤」「蒜」服用の様態

- 10月 4日 日来服薬、仍不昇堂、新小ヒさしニ昇、数剋還家、
余蒜忌二十余日許也、於葦者当日忌之也、
- 25日 余服薬忌有近、〈服蒜・葦〉、五十日内也、葦忌七日内也、
- ⑳永久元年（1113） 8月27日 今日不参内、依服薬也、〈自今日服蒜〉、
- 9月 3日 於宿所服蒜、
- 4日 依服薬余不参仕、
- 25日 抑東三條ハ極吉所也、仍不浄事有其憚故也、
於薤・蒜者無憚、
- 10月 9日 余自今日精進、依行幸也、〈蒜忌内也、雖然所志之至許也〉、
- 11日 日入程着御社頭、余依服薬〈蒜〉、不参御所、次第儀常如、
中納言又服薬、仍有宿、二鳥居内也、而依夢想告、
俄及暁更向別当宿所、〈鶏鳴程也〉、
- ㉑永久2年（1114） 5月29日 腹中病発動、仍戌剋許服蒜、衰月也、
而當時上皇・故殿皆雖衰月令服給、仍所服也、
- 6月13日 今朝蒜服了服葦、
- ㉒永久3年（1115） 6月 9日 今夕蒜服之、
- ㉓永久4年（1116） 5月24日 自今日服蒜、
- 6月 4日 酉剋許蒜服了、〈廿合満今日了、毎日三合、十日三升云々〉、
- 5日 自今日服葦、
- 8月 4日 北野奉幣葦忌事、〈在良申云、過七日奉幣何事候乎、
仍今日立〉、
- ㉔元永元年（1118） 7月 2日 戌剋許服蒜、
- 12日 今日蒜服了服葦、
- 8月15日 雖不立神馬精進、但服葦不服魚、
- 9月 1日 余依蒜葦忌内、不出河原、遣職事廣房有由祓、
- 3日 止葦、

「蒜」服用にあたっては医師への問い合わせが実際に行われている。③5月26日条の、問い合わせの対象となった「薬師忠康」とは後述するように「医博士丹波忠康」のことであり、忠実の父である藤原師通が問い合わせたことのある人物である。このときの服薬期間は九日間であったことが③6月6日条からわかる。⑥からは服薬期間が十日間であったことや、一日あたり三合を服用し、総量として三升であったことが記録されている。⑦・⑩・⑬・⑮・⑲・⑳・㉑・㉒においても開始と終了の記載がある。そこで以下、「蒜」服用の、開始日・終了日・服薬日数を一覧にしてみる。

③長治元年	5月27日—6月6日	9日間
⑦長治2年	7月4日—7月25日	22日間
⑩嘉承元年	7月10日—7月22日	13日間
⑬天仁元年	8月28日—9月8日	11日間
⑮天永元年	7月8日—9月18日～	11日間～
⑲天永3年	8月28日—9月10日	13日間
⑳永久元年	8月27日—9月3日～	7日間～
㉑永久2年	5月29日—6月13日	14日間
㉒永久4年	5月24日—6月4日	10日間
㉔元永元年	7月2日—7月12日	11日間

⑦の「腹中病」のための服用を除くと、服薬日数は十日間前後となっている。⑮7月18日条に「服薬未了」とあるのは、7月8日からはじめた服薬が十一日目になったけれども、用量を服しきれなかったことを示しているのではなかろうか。あらためて㉒の記述をみると、「世合満今日了」とあるように、あらかじめ定められた用量を、予定された期間にて服用するというのが、「蒜」服用の様態であったと推測される。

忠実が「蒜」服用を日記に記録すべき事項としていたのは、服薬の様態が「葑」や「薤」服用とは異なっていたためであろう。「蒜」服用を記録するにあたって付随的に記載されることとなったのが、先にみた「葑」服用の⑲・㉒・㉔や「薤」服用の⑬・⑮と推測されるのである。

「蒜」服用に比して、「葑」や「薤」服用とは本来、記録されるべき事項ではないことから、残された記載は網羅的ではないけれど、おおよその服用時期は把握できる。「葑」服用とは仲春から初夏と、晩夏から初冬にかけて、「薤」とは初夏と、晩夏から晩秋にかけてであり、「葑」「薤」ともに一年に二つの期間服用されている。1章の『台記』にみる「葑」と「薤」においても、頼長の「薤」服用には時季があり、晩春から初夏と、晩夏から秋の、二時期に分かれての服用であった。

このような服薬の季節性からあらためて「恒に葑を食する」という見解を振り返れば、鳥羽法皇の症状とは仲秋の終わりであり、「葑」や「薤」の服用期間に合致している。「恒に食する」べきという藤原実能の見解は、当然なこととして頼長に認識されていたと想像されるのである。

3. 院政期の服薬

本小論で考察してきたように「葑」「薤」「蒜」の服用において、問い合わせ対象となったのは医師であった。一方で、生活の処々の局面において平安貴族たちの拠り所となったのは、陰陽師による占勘である。藤原実資の日記『小右記』【註16】には、服薬という治療行為も陰陽師の主導のもとにあったことが、記載されている。一例を挙げると萬壽2年(1025)8月21日条に、

宰相來云、資房病腹無極、去夜痢卅餘度、臨昏宰相以兼成朝臣言送云、資房病腹不休、欲令服菹、今日坎日、明日服藥不宜、爲之如何、答云、昨熱氣散、今日服菹若可率乎、問兩三陰陽師隨占可服、多是時疫之所致也、暫愼過何如、

とある。宰相とは藤原資平を指し、『小右記』の筆者である藤原実資の養子である。資平は息子の資房の病態を報告し、「菹」を服用させたい旨、実資に伺いを立てて来た。この21日とは暦では良くない日とされる「坎日」にあたり、明日の22日とは暦では良いことでも悪いことでも重なるとされる「復日」にあたるためである。日次を慮って、資平は服用を躊躇したのである。このときの実資の回答は陰陽師の占勘に随うべきというものであった。「菹」を服用すべきか否かは、陰陽師の把握する秩序において、その当否が判断されるべき事柄である。秩序に合わないとなれば、行ってはならない。それを見極めるのが陰陽師による占勘なのである。たとえ身体に症状があっても、焦点となるのは秩序に適うか否かであり、生理的な身体よりも秩序が優先される。このような疾病観において、服薬を掌るのは陰陽師となる。これに比して、本小論で考察してきたように、『台記』や『殿暦』では医師によって服薬が主導される。このような様態はすでに『後二條師通記』に記されている。

(1) 師通にみる「蒜」

忠実の父であり、頼長にとって祖父にあたる藤原師通の日記『後二條師通記』【註17】には、服薬にあたって医師に作成させた勘文が転載されている。

忠康注進勘文事

令服葫蒜間、合食禁忌事、
千金方云、多食胡行房、傷肝氣、令顔色、
又云、合生食之、奪人氣、
陶注云、性家薰鼻合膾完食之、損性伐命、
又云、合青魚鮓食之、令人發黃、
蘇唐詮云、合生魚勿食、損人氣、
子洗食經云、合芥子醬等食之、失味、
寛治三年五月十七日 医博士丹波忠康勘申

師通の問い合わせへの回答なのであろう。『千金方』とは唐代を代表する医方書である【註18】。『陶注』とは『神農本草經集注』のことで、『神農本草經』を陶弘景が校定し加注したものである。『蘇唐詮』【註19】とは『新修本草』のことで、『神農本草經集注』に蘇敬らが新しい薬物と注を加えたものである。『子洗食經』とは食療に関する本草書であり、『孟詵食經』とも称される。これらの医薬書を引用し、勘文には服薬中の行動や食事の規制が列挙されている。先にみた2章(3)『殿暦』にみる「蒜」服用③で「退出後、書立テ可進上書状」と忠康は返答していたが、その書状とはこのような勘文なの

であろう【註 20】。服薬の根拠として医薬書を示すため、忠実の質問に対して即答を避けたのであろうか。

『千金方』を引用した箇所は、『医心方』巻第卅「五菜部第四」の「葫」に「千金方云。多食生葫行房傷肝氣。令人面色無」とあるのと共通している。また『陶注』を引用した箇所は、同じく『医心方』巻第卅「五菜部第四」の「葫」の、「陶注云。(中略)作●【註 21】以噉膾肉損性伐命」と共通している。『医心方』とは丹波康頼が撰述した医薬書で、永観 2 年(984)に朝廷に献上された【註 22】。康頼にとって孫にあたるのが丹波雅忠であり、雅忠を師と仰いだのが、忠康である。忠康は勘文を作成するにあたって、『医心方』を引用したことが指摘されている【註 23】。

師通はこの勘文に基づき「葫」を服用した。同日の 5 月 10 日条の表書に「巳剋許令服葫事」とある。そして三年後の寛治 6 年(1092) 5 月 21 日条には「蒜」を服用したことを記載している。

依風病服薬●【註 24】〔蒜〕、向辰方所服也、

辰の方角に向かって服薬したという記述であるが、先にみた 2 章(3)『殿暦』にみる「蒜」服用③で忠実が医師に対して「服始時向何方可服哉」と問うていたことからすると、師通は手順に則って服薬したことを表記しているのであろう。服用するときに向かうべき方角やそのときの所作について、先の『医心方』を参照すれば、巻第二「針灸服薬吉凶日」に「服薬用意」という項目があり、『服石論』を引用して「向東立再拜。一心発願々服神薬」という手順を記載している【註 25】。

さて師通の「蒜」服用であるが、翌月の 6 月 1 日条には、

召重康朝臣、(医師也)、問服薬事、禁忌物等爲之如何、大豆・小豆憚有之云々、過五六日可飲食、件物等冷物也、氷様者過五十日可召也者、●【註 26】〔蒜〕服薬留、

とある。重康とは丹波重康のことで、忠康と同じく雅忠の弟子である。師通が重康を召して問い合わせた内容とは食事についての注意点であった。重康は口頭で回答しているので、根拠となる医薬書は示されていないが、合わせて食する物によって身体症状が引き起こされることへの注意喚起という点では、「葫」服用にあたっての忠康の回答と共通している。先にみた 2 章(3)『殿暦』にみる「蒜」服用③に方角を問い合わせるとともに、もう一つの質問として「其間可忌服」とあったが、このような服薬にあたっての食事規制について問い合わせたと推測される。

日次を選び、所定の方角に向かい服用し、合わせて食べる物に気をつけながら行う。手続きを踏んでの服薬とは「葫」や「蒜」のみではなく、忠実の記述したように本来は「菰」や「薤」服用にあたってでもなされるべきこととされていたのであろう。このような服薬を主導したのは医師であり、その根拠となったのは医薬書であった。

(2) 服薬の根拠

書名は明らかとなっていないが、藤原忠実が医薬書を多数所持していること、それらを頼長に譲り渡している【註 27】、『医心方』を所持していたことも指摘されている【註 28】。2章にて考察した忠実の服薬をあらためて見直してみると、医薬書に則っていた可能性に気づかされる。

まず「薤」の服用に冬季の記録がみられないことについて、『医心方』卷第廿九の「四時食禁」に「崔禹錫食經云。(中略)冬七十二日禁苦味麦羊杏薤是也」とあり、同じく卷第廿九の、「月食禁」に「千金方云。十月十一月十二月勿食生薤令人多涕唾」とあることが参照される。冬季とは立冬から大寒までの七十二日間を指す。おおよそ十月から十二月にあたる。季節に合わせて食物を摂取すべきとする中国医学において、冬季に「薤」を服用することは避けるべきことであった。

つぎに「蒜」の服用に日数を限っていたことについて、『医心方』卷第卅「五菜部第四」の「蒜」に「七卷経云。損人不可長食」とある。長期にわたる服用が害をもたらすということは、服薬を主導した医師からも聞かされていたのではなかろうか。「蒜」服用について頼長も記録を残している、保延5年(1139)5月26日から十日間、一日当たり二管、用量二十管を服している。期間を限って用量を服するという様態は、忠実の「蒜」服用と共通する。『台記』に医師の関与は記録されていないが、「蒜」服用が医薬書を根拠とすることを頼長は理解していたと推測される。また忠実からも教えを受けていたことであろう【註 29】。

さらに「菹」の服用について。服用期間は2章(1)『殿暦』にみる「菹」⑱に二十日間という記載があり、「蒜」よりも長期であることが推測された。『医心方』には長期服用の効用が示されている。卷第卅「五菜部第四」の「菹」に「本草云。(中略)主安五臟除胃熱利病人可久食。(中略)孟詵云。冷氣人可煮長服之」とあり、久しく服用することによって、五臟を安んじ、胃熱を除き、病人を利するという効果が得られる。冷え性の人には煮た「菹」を長期にわたって服用することが勧められている。

また「薤」についても長期服用の効用が記載されている。卷第卅「五菜部第四」の「薤」に「孟詵云。長服之可通神靈。甚安魂魄統筋力」とあり、長期に服用した場合、神靈に通じ、魂魄を安んじ、筋力を高めるといふ。1章(2)の頼長の「薤」服用は六十五日間を最長として四十八日間・三十七日間・三十五日間などであり、「蒜」とは異なる期間であったのは、医薬書を根拠としていたことによるのであろう。

なお『医心方』卷第廿九には「菹薤合食之失味」とあり、「菹」と「薤」を合わせて服用すると味覚を失うという。「菹」と「薤」とを重ねて服用する事例が『殿暦』に見受けられなかったのは、ここに根拠があるのではなかろうか。ならば1章『台記』にみる「菹」と「薤」の(1)で解釈を保留とした、康治2年3月13日条・3月22日条の「薤」と「菹」とは、いずれかが誤写である可能性が高い【註 30】。

以上、日記に残された服薬の様態を医薬書と照らし合わせるとき、その効用や用法を理解しての行為であったと推測される。師通や忠実、頼長らはこのように服薬という行為を介して、中国医学を実践していたと意味づけられるのではなかろうか。

(3) 医薬書の姿勢

医薬書を根拠として「菹」「薤」「蒜」などの服薬が平安貴族社会に取り入れられていくのが、院政期の動向であった。このような動向を歴史的に位置づけるにあたって参照されるべきはジョセフ・ニーダムの見解である。東洋思想に精通したニーダムによれば、中国医学最古の古典である『黄帝内経』とは、『外経』と対称となるものとして捉えるべきであるという【註31】。

ここでどうしても注意しておきたいのは、古代の文献目録にはまた、『黄帝外経』、つまり『黄帝非身体（ないし超身体）[医学]提要』が入っていることだが、それは西暦紀元のはじめ数世紀のあいだに完全に散失した。『外経』がそんなにはやく失われたという事実は、中国における医学の呪術＝宗教的側面がまったく二次的な特徴であったのを、もういちどの確に強調してくれる。というのは、呪物や呪文や祈祷による治療は、まぎれもなく「外側」の『著作集』にふくまれていたからである。

『外経』をこのように説明した上で、その対称となる『黄帝内経』とは『黄帝身体[医学]提要』であると翻訳する。ニーダムによれば『黄帝内経』の「内」とは現代医学でいうところの内科学を指すのではない。

「内」つまり「うちがわ」とは、世俗的な、合理的な、実用的な、具体的な、反復できる、検証できる、一言でいえば、科学的なすべてのことがらを意味する。

合理的に理解できる「内」としての身体と、非合理的な「外側」に属している「非（超）」身体。異なる二つの次元から身体を捉えるところに中国医学の特質をみるのである。『黄帝内経』が対象とするのは、合理的次元にある身体である。合理的次元に立脚し、非合理的な「外側」を検証し、合理的科学的な「内」の次元を拡張させていく。これが中国医学の展開である。院政期の服薬とは、「菹」「薤」「蒜」の服用を通して中国医学を実践し、合理的次元にある身体にはたらきかけていこうとする動向を示している。このとき、ニーダムのいう「外側」、非合理的次元に対しては、新たな規定を設けることで対応しようとしていると推察される。『後二條師通記』永長元年（1096）7月29日条に、

放生会上卿分配、有経服事、或服薬日数未満云々、加延喜式限七ケ日也、近代作法問本社所禁忌也、神慮難量、尋近例可被行也、

とある。「神慮量り難し」と師通が記しているのは、石清水八幡宮の放生会にあたってのことである。本小論にて考察したように、服薬によって身体は忌みの状態に変容すると見做された。放生会においては服喪による忌と同じ状態になったと意味づけられたのである。そこで『延喜式』に新たに日限を設けたり、社司に近時の作法を問うたり、試行錯誤が繰り返されることとなった。すべては八幡宮と

いう超越的な存在に奉仕し、まつるためである。それらを振り返って師通は「神慮量り難し」ということばで心情を吐露した。そして「近例を尋ねて行はるべきなり」と記述する。八幡宮という超越的な存在の意向とは、俗世の人間にとって量りうるものではない。ならば近例に則るほかあるまい。超越的な存在への対し方を自覚化し、これからの祭祀を規定していこうとする【註32】。師通の吐露とは自らの立ち位置を合理とみなし、八幡宮を非合理的な存在として対象化しようとする姿勢の表れではなかろうか。『延喜式』に新たな規定を加えるのは勿論のこと、問い合わせをするなどの行為もまた、俗世を基準とし、非合理的な存在とは棲み分けるという営為であろう。本小論にて見てきた忌みに対して忠実のとった行為も、このような対応の延長上にあろう。

院政期の服薬とは、身体を合理性・科学性という次元において捉え、日常的にはたらきかけていく対象とする。そのためには新たに規定を設け、超越的な存在を非合理として対象化しなければならなかったのではなかろうか。

おわりに

『台記』に残された鳥羽法皇の病い記事をきっかけにして、院政期における「菰」「薤」「蒜」服用の様態を考察してきた。「恒に菰を食する」とは日常的な行為であり、特筆されるべき事柄ではなかった。それが『台記』に記述されたのは、頼長という人物の、気質と境涯によるものではなかったろうか。

久寿2年（1155）5月、頼長は上表を提出するという挙に及んだ。左大臣を辞しながらも内覧は手放さないという、この目論見は7月23日、近衛天皇の死をもって潰えることとなった。近衛天皇とは鳥羽法皇の第九皇子、ときに十七歳。その死を忠実と頼長の呪詛によると疑い、鳥羽法皇は父子を憎んでいるという伝聞が『台記』にある。自らの命運は鳥羽法皇の一举手一投足に懸っている。この時機にあって、日常の、あたりまえになされていた「恒に菰を食する」という行為が『台記』にとどめられることとなったのである。

註

1. 『台記』は『増補史料大成 台記』（臨川書店、1965年）を基本史料とする。『増補史料大成 台記』の「台記 解題」によると、『史料大観』（哲学書院、1898年）を複写したとある。『史料大観』の「台記及台記別記字槐記抄解題」には、「茲二収録セシ所ノ原本ハ、内閣記録課御蔵本、即チ旧幕府紅葉山文庫ト称スルモノニシテ、康治元年ニ始マリ、久寿二年ニ終ル、目録ヲ併セテ十三卷、別ニ保延二年〈冬〉記一卷アリ、コレヲ普通流布ノ諸本ニ比スレバ、稍々完備セルモノトス、乃チ目録ヲ除キ、且第九第十ノ二卷ヲ合シ、新二十二卷トナセリ」とある。
2. 橋本義彦『人物叢書新装版 藤原頼長』吉川弘文館、1988年、53頁。
3. 『史料纂集 台記 第一』続群書類従完成会、1976年。

4. 『史料纂集 台記 第一』の「凡例」に康治元年の底本は国立公文書館内閣文庫所蔵坊城本（架號 161-57）とある。
5. 『増補史料大成 台記』、『史料纂集 台記 第一』のほかに、国立公文書館所蔵のうち公開されている写本を参照する。なお久寿2年9月1日条「食蕘希有、恒不食蕘」について、原水民樹『『台記』注釈（久寿二年七月～九月）』（『言語文化研究』12、徳島大学総合科学部、2005年）に「管見では『蕘』とする写本は見出されない」、「底本（『増補史料大成 台記』＝筆者注）のままとする」とある。国立公文書館所蔵の紅葉山文庫本（[請求番号]161-0053[請求番号]161-0054）の文字の形状や文意からして、本小論においても『史料大観』のままとする。『史料大観』久寿2年9月1日条は「雛田千佳良校正、栗田寛検閲」である。
6. 国立公文書館所蔵の紅葉山文庫本（[請求番号]161-0053[請求番号]161-0054）も「蕘」とする。
7. ⑤⑦⑩⑪では奉幣する場を川原に変更している。⑮⑯では盆拝を取りやめている。「蕘」服用による参詣の憚りや頼長の「蕘」服用期間については拙稿「辰刻の夢—稲荷社に祈りを捧げた藤原頼長」『朱』（第53号、2010年）にて考察した。
8. 『殿暦』は『大日本古記録 殿暦』（岩波書店、1970年）に依拠する。藤原忠実の生涯については、元木泰雄『人物叢書新装版 藤原忠実』（吉川弘文館、2000年）を参照する。
9. 「而其間可服者」の「服」の右に「忌」と書く。文意から「忌」を挿入して表記する。
10. 「日」と「服」の間の右に「程」と書く。文意から「程」を挿入して表記する。
11. 『医心方』巻第卅「五菜部第四」に「蕘」の和名は「己美良」、「蕘」の和名は「於保美良」とある。後述する「蒜」の和名は「己比留」、「胡」の和名は「於保比留」とある。『医心方』については『国宝半井家本 医心方』（オリエント出版社、1989年）『医心方—日本医学叢書活字本』（オリエント出版、1991年）に依拠し、栗島行春譯註『叢書 日本漢方の古典1 醫心方〈食養篇〉』（東洋医学薬学古典研究会、1997年）を参照する。
12. 日記に書かれるべき事項は政務・儀式・仏事・祭事などであり、また日記とは公開され、共有されるべきものという前提があった。「日記は委しくは書くべからざるなり。（中略）ただ公事をうるはしく書くべきなり。さて日記を秘すべからざるなり」という祖父師実の仰せを忠実は回想している（後藤昭雄・池上洵一・山根對助校注『江談抄 中外抄 富家語』岩波書店、1997年、306頁）。
13. 『御暦記』とは祖父師実の日記であり、それによると承保頃（1074-76）には「蕘」服用していても奉幣していたが、寛治頃（1087-1093）に社司から忌三日間との申し出があり、「蕘」服用時に奉幣しなくなったとある。結果としてこのとき忠実は奉幣したが、その後に関覧した、父師通の日記と推測される『寛治御暦記』に社司から忌三日間とは聞いていないと記されていたことを確認している。
14. 拙稿「平安貴族社会と医療」奈良女子大学大学院人間文化研究科『人間文化研究科年報』第8号、1993年。
15. 前掲註9。
16. 『小右記』は『大日本古記録 小右記』（岩波書店、1986年）に依拠する。
17. 『後二條師通記』は『大日本古記録 後二條師通記』（岩波書店、1958年）に依拠する。
18. 小曾戸洋『中国医学古典と日本』塙書房、1996年。『千金方』は438頁～470頁、『神農本草經集注』は179頁～181頁、『新修本草』は181頁、『孟詵食經』は596頁を参照した。

19. 「蘇唐詮」の「詮」は「註」の誤字、あるいは「論」の可能性もある。『医心方』巻第八に「蘇唐論」とある（『医心方』所引文献索引『半井家本医心方附録 医心方の研究』オリエント出版社、1994年）。
20. 増淵徹「平安中後期における貴族と医師」京都橘大学女性歴史文化研究所編『医療の社会史—生・老・病・死』思文閣出版、2013年。忠康や重康の履歴、丹波氏と典薬頭・施薬院使の補任について考証されている。
21. 艸（くさかんむり）に「壘」と書く。あえもの。
22. 山本信吉「半井家本『医心方』について」『半井家本医心方附録 医心方の研究』オリエント出版社、1994年。『医心方』の医学典籍としての考証は前掲註18を参照する。『医心方』巻第卅について、真柳誠「『医心方』巻30の基礎的研究—本草学的価値について」（『薬史学雑誌』21巻1号、1986年）に「『医心方』巻30所載品は日本の実情に合わせ、日本に産出して一定の使用経験があり、かつ中国の書物に記載のある品を選択し、それらを康頼の観点から配置している、と考察される」とある。このような康頼の示した方向性を実行したのが院政期の「葑」「薤」「蒜」服用ではなかろうか。
23. 丸山裕美子「平安中後期の医学と医療」『日本史研究』619号、2014年。
24. 艸（くさかんむり）に「赫」と書く。
25. 『医心方』には巻第二に「合服薬吉日」「合服薬忌日」の項目があり、医師が服薬の日次を担うこととなっている。
26. 前掲註24。
27. 『台記』久安3年（1147）5月25日条に「禅閣、賜文書九合（陰陽書二合、医書二合、日本書五合）」とある。
28. 前掲註23。「宇治入道太相国本」とは藤原忠実所蔵本であると指摘されている。
29. 忠実は祖父師実の服薬する姿を「大殿は薤を二杯など召ししなり」と回想している（前掲註12、438頁）。
30. 「葑」と「薤」の効能について『中薬大辞典』（小学館、1985年、第1巻、227頁）には、葑は「血に入って気を行らし、腎陽を補う」が、薤は「もっぱら寒の滞りを通じさせあわせて竅をなめらかにする」とある。「竅」とは「身体にある穴」の意で、体表に存在することからすると、「癰傷（なまずはだ）」という症状に悩まされていた（『台記』康治元年（1142）7月10日条から翌康治2年（1143）5月7日条にかけて記載あり）頼長は「薤」を選択的に摂取していた可能性が推測される。『医心方』巻第卅「五菜部第四」の「薤」には皮膚の傷に効果のあることも記載されている。
31. ジョゼフ・ニーダム著、山田慶児訳『東と西の学者と工匠 下』河出書房新社、1977年、118頁。
32. 師通の山門へ対峙（前掲註12、612頁）にも、このような「非合理」に取り組む姿勢を見出せるのではなかろうか。

谷口美樹

富山大学教養教育院